



報道関係者 各位

令和4年6月6日
令和4年7月1日（一部訂正）
【照会先】
大分労働局 労働基準部
健康安全課長 堀 哲弥
健康安全係長 阿南 宏幸

大分県における令和3年の労働災害発生状況

～ 死亡者数は前年比3人減少、死傷者数は平成21年以降で最多 ～

大分労働局（局長 中山晶彦）では、このたび、令和3年に大分県内で発生した労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。

大分県の労働災害発生状況の概要

1 死亡者数

- (1) 全産業における死亡者数は10人で、前年から3人減少した。
- (2) 業種別では、建設業が4人と最も多く、運輸交通業が3人、製造業が2人、その他の事業が1人であった。
- (3) このうち、業務上疾病による死亡者は1人で、硫化水素中毒によるものであった。

2 死傷者数

- (1) 全産業における休業4日以上死傷者数は1,379人と、前年から89人(6.9%)増加し、平成21年以降では最多となった。
- (2) 業種別では、多い順に、保健衛生業284人、製造業235人、建設業201人、商業200人、運輸交通業126人であった。
- (3) 主な業種における前年比増加率は、高い順に、保健衛生業+54.3%(+100人)、農林業+29.6%(+16人)、畜産・水産業+9.1%(+2人)、商業+7.0%(+13人)、運輸交通業+2.4%(+3人)などであった。
- (4) 主な業種における前年比減少率は、高い順に、清掃・と畜業-16.9%(-12人)、建設業-8.2%(-18人)、製造業-4.1%(-10人)、通信業-3.3%(-1人)などであった。
- (5) 事故の型別では、12年連続で「転倒」383人(27.8%)が最も多く、次いで「墜落、転落」218人、「その他」159人、「動作の反動、無理な動作」141人、「はさまれ、巻き込まれ」122人であった。
- (6) 年齢別では、「60歳以上」の占める割合が32.8%と高くなっている。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の罹患によるものは150人(10.9%)であった。
- (8) 熱中症によるものは9人(0.7%)であった。
- (9) 外国人労働者は8人(0.6%)であった。

■ 大分労働局の今後の主な取組

大分労働局及び県下の各労働基準監督署は、令和4年度においても労働災害防止団体等との連携を図りながら、以下の重点事項を推進します。

- 1 大分労働局版「第13次労働災害防止計画」の目標達成に向けて、その重点施策を推進する。(別添資料4参照)
- 2 労働災害の減少がみられない第三次産業の安全衛生に対する意識の醸成を図るため「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知啓発を行う。
また、「転倒」や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害(以下「行動災害」という。)が増加していることから、令和4年度から実施する新たな対策として、小売業及び介護施設を対象とした、管内での波及効果が期待されるリーディングカンパニー、地方公共団体等を構成員とする+Safe協議会を設置し、行動災害を予防するための取組の強化、構成員の安全衛生管理の好事例を管内事業場へ水平展開を行うこと等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図る。(別添資料5及び6参照)
- 3 大分県では死傷者数の約3分の1以上が60歳以上の高年齢労働者で占められていることから「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)の取組及び「エイジフレンドリー補助金」制度について周知啓発を行う。(別添資料7及び8参照)
- 4 転倒災害は最も多い事故の型であるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の取組に加え、小売業及び介護施設を中心とした行動災害を予防するための取組を推進する。(別添資料9及び10参照)
- 5 全国の陸上貨物運送事業における労働災害の約7割を占める荷役作業中の労働災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組について周知啓発を行う。(別添資料11参照)
- 6 5月から9月までを「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」期間に設定し、熱中症対策に取り組む。(別添資料12参照)
- 7 大分労働局が独自に推進している「経営トップの安全衛生に関する所信表明」、「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」、「大分県建設機械シートベルト着用運動」に取り組む。
- 8 全国安全週間(7月1日~7日)とその準備期間(6月1日~30日)では、事業場、関係業界団体等に対して、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意した取組の実施を働きかける。(別添資料13参照)

■ 添付資料

- 資料1 令和3年 業種別労働災害発生状況
- 資料2 令和3年 死亡労働災害発生状況
- 資料3 労働災害発生状況(全国・大分)

- 資料 4 第 13 次労働災害防止計画のポイント（大分局版）
- 資料 5 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱
- 資料 6 +Safe 協議会・育成支援（大分局版）
- 資料 7 働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場づくり
- 資料 8 「令和 4 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
- 資料 9 S T O P ! 転倒災害プロジェクト
- 資料 10 スべっちゃダメよ！転倒予防 ムチャしちゃダメよ！腰痛予防
- 資料 11 荷役作業の安全確保が急務です！
- 資料 12 S T O P ! 熱中症クールワークキャンペーン
- 資料 13 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ

令和3年 業種別労働災害発生状況

業種別	確定				死傷者 増減数	死傷者 前年比	〔参考〕過去確定値					
	令和3年		令和2年				令和2年		令和元年		平成30年	
	死亡	死傷	死亡	死傷			死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
1 食料品製造	0	44	0	45	▲ 1	97.8%	0	45	0	44	0	58
2 繊維工業	0	1	0	2	▲ 1	50.0%	0	2	0	0	0	1
3 衣服その他の繊維	0	0	0	0	0		0	0	0	1	0	2
4 木材・木製品	0	29	0	37	▲ 8	78.4%	0	37	0	37	0	42
5 家具・装備品	0	6	0	7	▲ 1	85.7%	0	7	0	10	0	13
6 パルプ等	0	3	0	2	1	150.0%	0	2	0	2	0	5
7 印刷・製本	0	1	0	2	▲ 1	50.0%	0	2	0	1	0	4
8 化学工業	1	20	0	9	11	222.2%	0	9	0	8	1	15
9 窯業土石	0	19	0	20	▲ 1	95.0%	0	20	0	13	0	17
10 鉄鋼業	0	2	0	6	▲ 4	33.3%	0	6	0	4	0	4
11 非鉄金属	0	1	0	2	▲ 1	50.0%	0	2	0	1	0	3
12 金属製品	0	22	1	30	▲ 8	73.3%	1	30	0	36	0	35
13 一般機械器具	0	15	0	9	6	166.7%	0	9	0	8	0	2
14 電気機械器具	0	9	0	9	0	100.0%	0	9	0	10	0	6
15 輸送機械製造	0	39	0	35	4	111.4%	0	35	2	43	0	48
16 電気・ガス	0	1	0	2	▲ 1	50.0%	0	2	0	3	0	3
17 その他の製造	1	23	0	28	▲ 5	82.1%	0	28	0	13	0	18
1 製造業 ☆	2	235	1	245	▲ 10	95.9%	1	245	2	234	1	276
2 鉱業	0	2	0	3	▲ 1	66.7%	0	3	1	2	0	2
1 土木工事業	1	68	1	64	4	106.3%	1	64	1	84	2	90
2 建築工事業	2	94	0	108	▲ 14	87.0%	0	108	1	96	1	91
3 その他の建設業	1	39	2	47	▲ 8	83.0%	2	47	1	42	0	44
3 建設業 ☆	4	201	3	219	▲ 18	91.8%	3	219	3	222	3	225
1 鉄道等	0	1	0	0	1	#	0	0	0	0	0	4
2 道路旅客運送業	0	13	0	18	▲ 5	72.2%	0	18	0	27	0	18
3 道路貨物運送業 ☆	3	112	2	105	7	106.7%	2	105	1	100	0	107
4 その他の運輸交通業	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
4 運輸交通業	3	126	2	123	3	102.4%	2	123	1	127	0	129
1 陸上貨物取扱業 ☆	0	2	0	1	1	200.0%	0	1	0	0	0	1
2 港湾運送業	0	3	1	3	0	100.0%	1	3	0	3	0	0
5 貨物取扱業	0	5	1	4	1	125.0%	1	4	0	3	0	1
1 農業	0	27	1	25	2	108.0%	1	25	0	29	0	27
2 林業 ☆	0	43	1	29	14	148.3%	1	29	2	35	1	53
6 農林業	0	70	2	54	16	129.6%	2	54	2	64	1	80
1 畜産業	0	19	0	13	6	146.2%	0	13	0	10	0	18
2 水産業	0	5	1	9	▲ 4	55.6%	1	9	1	8	0	9
7 畜産・水産業	0	24	1	22	2	109.1%	1	22	1	18	0	27
1 卸売業	0	25	0	21	4	119.0%	0	21	1	20	0	26
2 小売業 ☆	0	164	1	153	11	107.2%	1	153	2	166	0	126
3 理美容業	0	1	0	5	▲ 4	20.0%	0	5	0	1	0	1
4 その他の商業	0	10	0	8	2	125.0%	0	8	0	12	0	9
8 商業	0	200	1	187	13	107.0%	1	187	3	199	0	162
9 金融広告業	0	5	0	6	▲ 1	83.3%	0	6	1	20	0	19
10 映画・演劇業	0	1	0	1	0	100.0%	0	1	0	0	0	0
11 通信業	0	29	0	30	▲ 1	96.7%	0	30	0	14	0	18
12 教育研究	0	10	0	9	1	111.1%	0	9	0	5	0	7
1 医療保健業	0	100	0	69	31	144.9%	0	69	0	31	0	48
2 社会福祉施設 ☆	0	183	0	114	69	160.5%	0	114	1	106	0	92
3 その他の保健衛生	0	1	0	1	0	100.0%	0	1	0	2	0	4
13 保健衛生業	0	284	0	184	100	154.3%	0	184	1	139	0	144
1 旅館業	0	32	0	31	1	103.2%	0	31	0	39	0	30
2 飲食店 ☆	0	40	0	46	▲ 6	87.0%	0	46	0	49	0	36
3 その他の接客娯楽業	0	23	0	19	4	121.1%	0	19	0	28	0	23
14 接客娯楽業	0	95	0	96	▲ 1	99.0%	0	96	0	116	0	89
15 清掃・と畜業	0	59	2	71	▲ 12	83.1%	2	71	0	75	0	61
16 官公署	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
17 その他の事業	1	33	0	36	▲ 3	91.7%	0	36	1	32	2	38
第三次産業 (8~17号の合計)	1	716	3	620	96	115.5%	3	620	6	600	2	538
合計	10	1,379	13	1,290	89	106.9%	13	1,290	16	1,270	7	1,278
うち、新型コロナウイルス罹患者数	0	150	0	35	115	428.6%	0	35	—	—	—	—

(注) 死亡者数は死傷者数の内数。☆は13次防の重点対象業種。同重点対象業種のうち「陸上貨物運送事業」は4-3と5-1の合計。

令和3年 死亡労働災害発生状況

確定
大分労働局

No.	発生月	性別	職種	災害発生状況
	時間帯	年齢	経歴	
		事故の型		
		起因物		
1	2月	男	築炉工	混銑車（銑鉄搬送用貨車）の修理作業において、混銑車内部の耐火レンガが崩落し、その下敷きとなったもの。
	20時台	30代	13年	
		崩壊、倒壊		
建築工事業	建築物、構築物			
2	4月	男	作業員	個人住宅の2階屋根（軒下高さ4.6m）に設置している太陽熱パネルの点検作業後、同屋根上から、はしごを使って下りていたところ、地面に墜落したもの。
	17時台	50代	31年	
		墜落、転落		
その他の建設業	はしご等			
3	4月	男	運転手	大型トラックで高速道路を走行中、追突事故を起こした前方車両に追突したもの。
	2時台	50代	13年	
		交通事故（道路）		
道路貨物運送業	トラック			
4	7月	女	警備員	ガス管の布設工事において、後退していた3トンダンプトラックの右後輪にひかれたもの。
	14時台	60代	17年	
		はさまれ、巻き込まれ		
その他の事業	トラック			
5	7月	男	整備士	林業機械の整備のために出張した木材伐採現場内を歩いていたところ、伐倒木（約60年生スギ、樹高約32m）が頭部に激突したもの。
	10時台	60代	26年	
		激突され		
その他の製造業	立木等			
6	8月	男	運転手	原木を積んだトレーラーの荷締機を緩めたところ、原木（長さ3.8m、直径35cm）1本が落下し、頭部に直撃したもの。
	10時台	30代	8年	
		飛来、落下		
道路貨物運送業	木材、竹材			
7	8月	男	作業員	排ガス処理設備の洗浄塔（高さ9.4m、内径3.2m）のマンホールを開けてシャワーノズルの通水確認をしていたところ、マンホールから1.5m下の洗浄塔内部で倒れているところを同僚に発見されたもの。洗浄塔内部から硫化水素が検出された。
	15時台	20代	3年	
		有害物等との接触		
化学工業	有害物			
8	9月	男	作業員	積載形トラッククレーン（つり上げ荷重2.9トン）で、栗石を詰めたネット（重さ約1.7トン）をつり上げて旋回中に、当該積載形トラッククレーンが助手席側に倒れ、操作者が車体と地面との間に挟まれたもの。
	8時台	30代	2年	
		はさまれ、巻き込まれ		
土木工事業	移動式クレーン			
9	9月	男	作業員	道路脇に停めた車から降りたところ、後方から走行してきたトラックにはねられたもの。
	13時台	50代	20年	
		交通事故（道路）		
建築工事業	トラック			
10	10月	男	運転手	トレーラーの連結作業中、連結車両が無人の状態で前進し始めたため、車両を停車させようとして、当該連結車両とガードレールの間に挟まれたもの。
	4時台	50代	30年	
		はさまれ、巻き込まれ		
道路貨物運送業	トラック			



休業4日以上之死傷者数 / 全産業

※ 出典 | 労働者死傷病報告及び死亡災害報告 ※ 死傷者数に死亡者数を含む。以下同じ。

※ 緑数字は、コロナ罹患者数を除いた死傷者数。以下同じ。

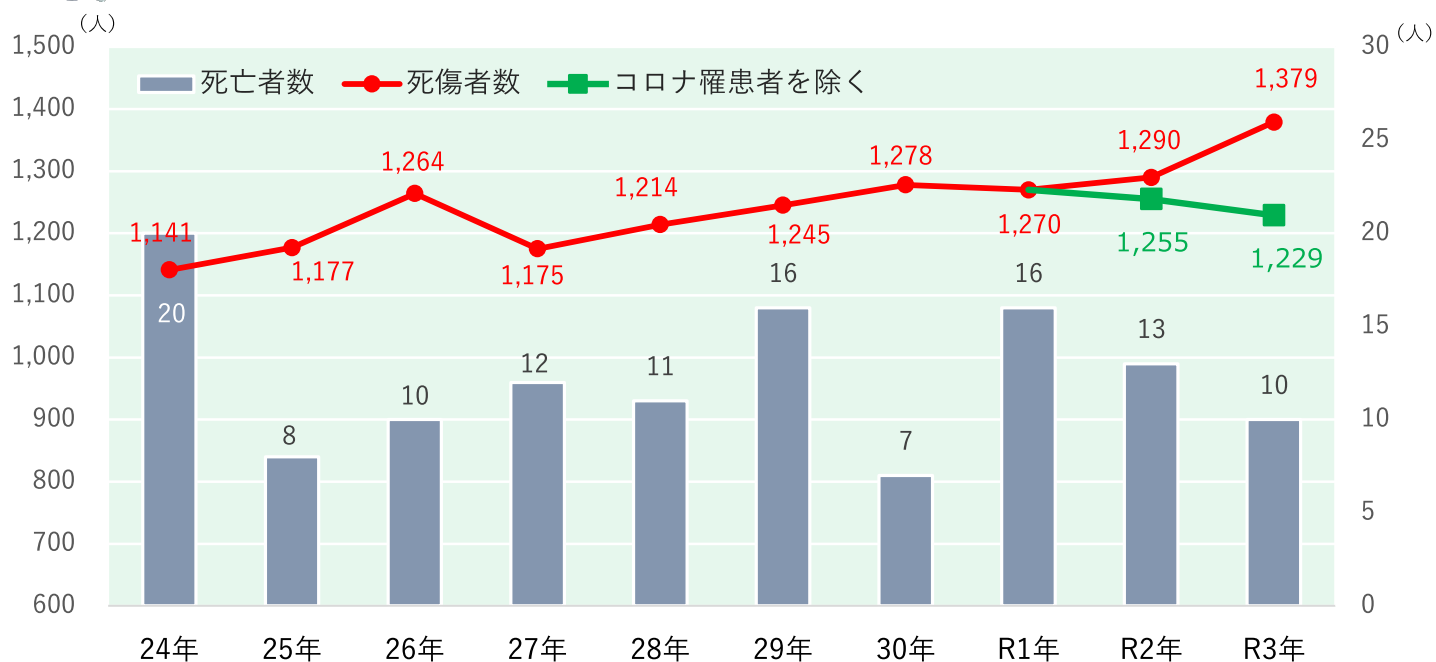


👉 令和3年の死亡者数は、867人（前年比65人、8.1%増）と4年ぶりに増加となりました。

👉 令和3年の休業4日以上之死傷者数は149,918人（前年比18,762人、14.3%増）と平成10年以降で最多となりました。



休業4日以上之死傷者数 / 全産業



👉 令和3年の死亡者数は10人でした。13次防の大分目標数値（5か年の総数48人以下）の達成には、令和4年の1年間で2人以下に抑える必要があります。

👉 令和3年の死傷者数は、令和2年と比較して前年から6.9%増加しており、13次防の基準値（平成29年）を10.8%上回っています。

また、新型コロナウイルス感染症の罹患による死傷者数は、150人（10.9%）でした。

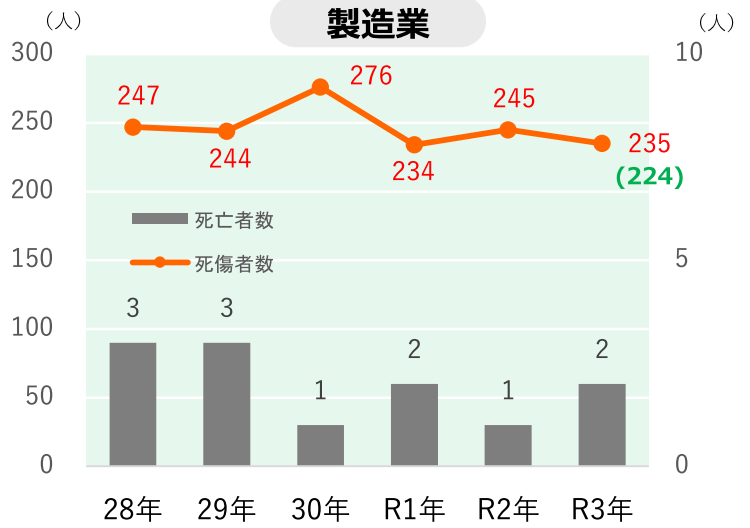
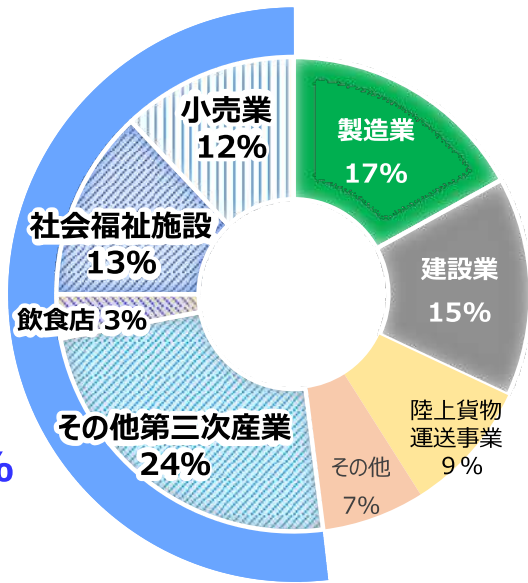


大分県

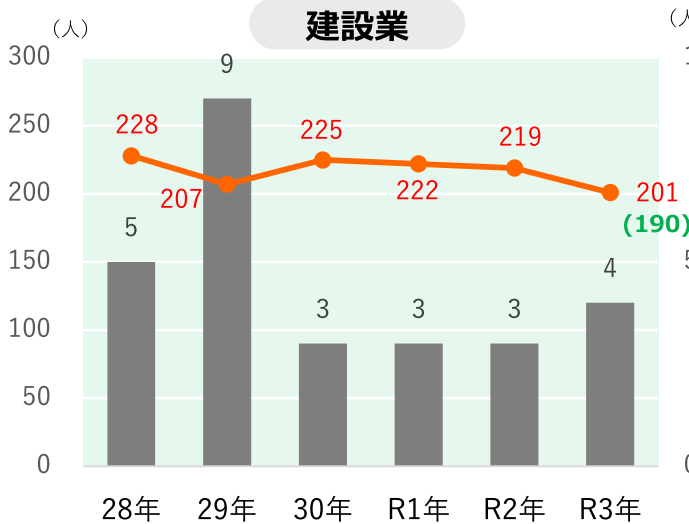
休業4日以上の死傷者数

／ 主要業種の割合と推移

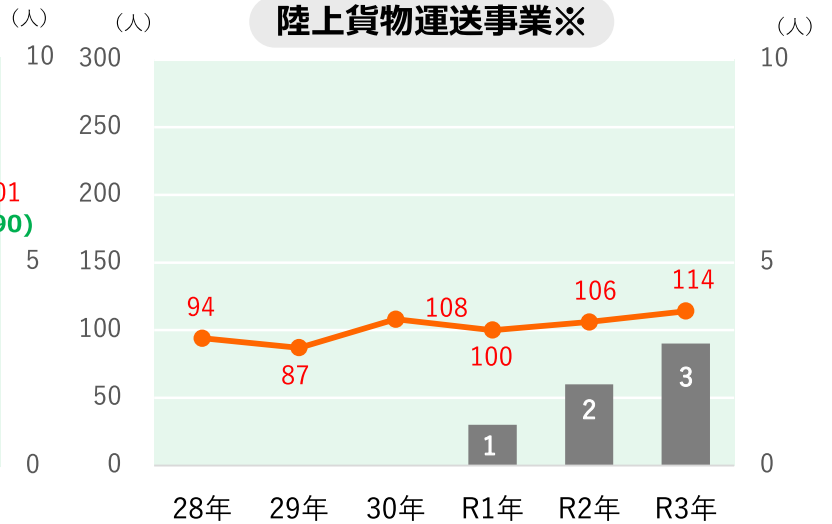
第三次産業
51.9%



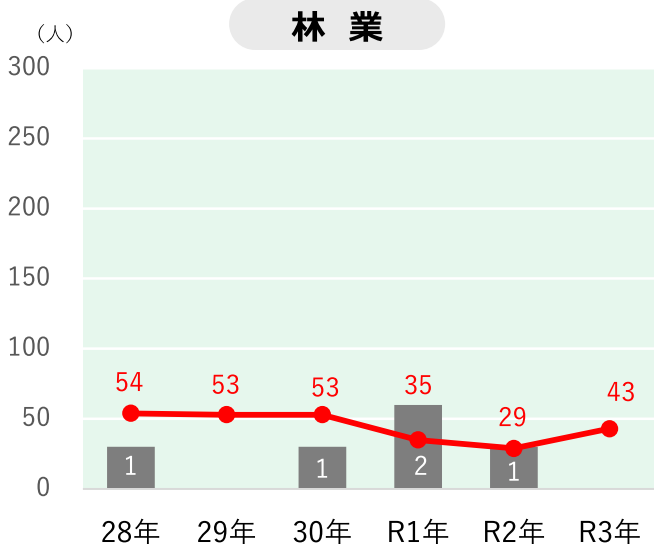
☞ 死亡者数は増加、死傷者数は減少しています。
 *緑数字はコロナ罹患患者数を除いた死傷者数。以下同じ。



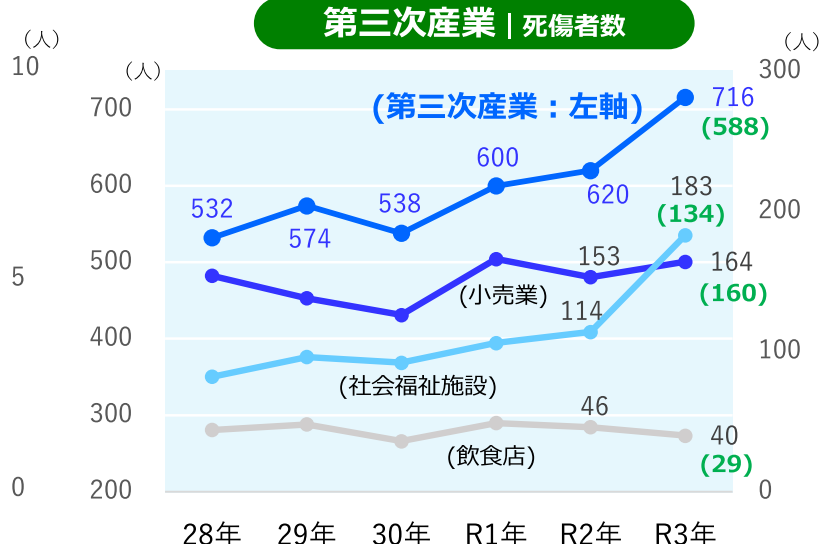
☞ 死傷者数は減少しています。
 ☞ 死傷者数は減少傾向にあるものの、死亡者数は増加しました。



※ 道路貨物運送業(4-3)と陸上貨物取扱業(5-1)の合計。以下同じ。
 ☞ 死亡者数、死傷者数ともに増加傾向にあります。



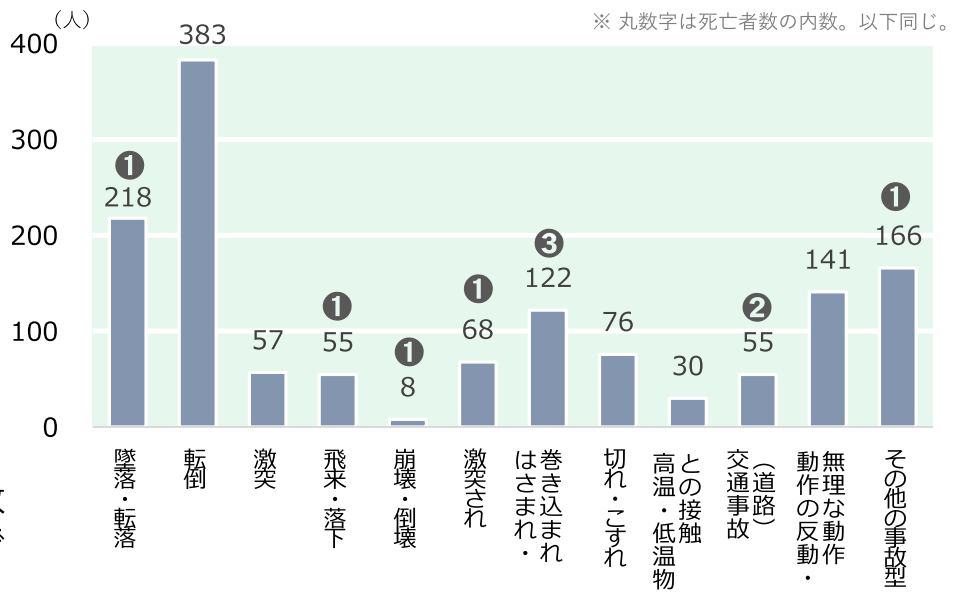
☞ 令和3年は、死亡者はいなかったものの、死傷者数は大幅に増加しました。



☞ 第三次産業の死傷者数は、5年間で28%増加しています。

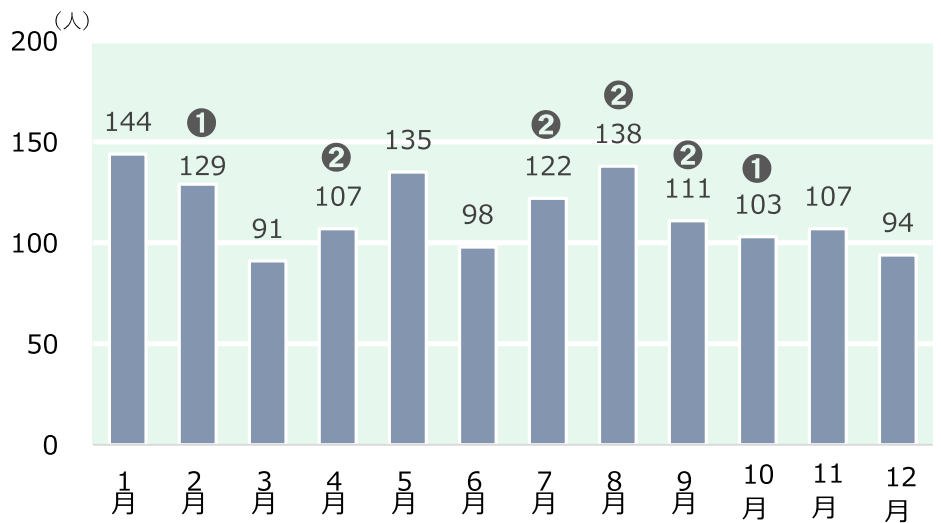
事故の型別

- 12年連続で「転倒」が最多となっています。令和3年の「転倒」の割合は27.8%となっています。
- 「はさまれ、巻き込まれ」災害により3件の死亡災害が発生しています。
- 「墜落・転落」「崩壊・倒壊」「崩壊・倒壊」及び「交通事故（道路）」により、2年連続で死亡災害が発生しています。



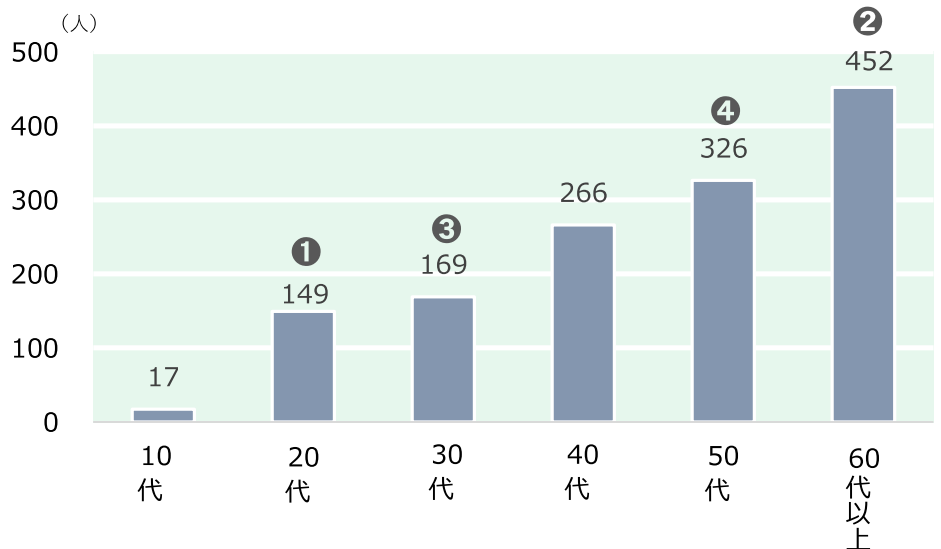
発生月別

- 1月に最も多く発生しています。次いで8月、5月の順に多くなっています。
- 死亡災害は、4, 7, 8, 9月に2件発生しています。



被災者年齢別

- 年代が高くなるにつれて死傷者数が増加しています。
- 死亡者数、死傷者数の半数以上は50歳以上となっています。



第13次労働災害防止計画 **大分局版** のポイント

～ 誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて ～

- ・ 国の「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が県内の労働災害等を減少させるため、重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。略して「13次防」と呼んでいます。
- ・ 13次防の計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間です。
- ・ 13次防では、死亡災害、死傷災害等の減少に向けて、計画の数値目標を定めています。
- ・ 計画の目標を達成するため、5つの業種について重点的に取り組みます。

計画の目標

死亡災害 13次防期間中の総数を、次のとおりとする。

- 全業種について、12次防期間中の総数57人より**15%以上減少**させ**48人以下**とする。
- 建設業について、12次防期間中の総数26人より**15%以上減少**させ**22人以下**とする。
- 製造業について、12次防期間中の総数15人より**15%以上減少**させ**12人以下**とする。

死傷災害

- 令和4年の全業種の死傷者数を、平成29年より**5%以上減少**させ、**1,182人以下**とする。

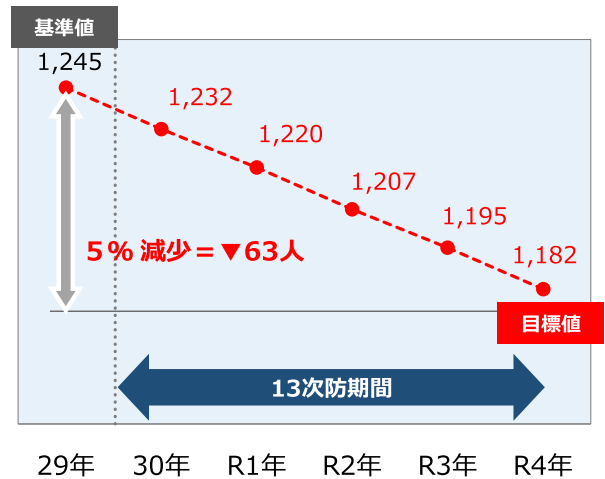
労働者の健康確保対策

- 令和4年度までに**メンタルヘルス対策**に取り組んでいる事業場の割合を**80%以上**とする。

(労働者30人以上の事業場)

重点対象業種

- 👉 建設業
- 👉 製造業
- 👉 陸上貨物運送事業
- 👉 林業
- 👉 第三次産業 (小売業・社会福祉施設・飲食店)



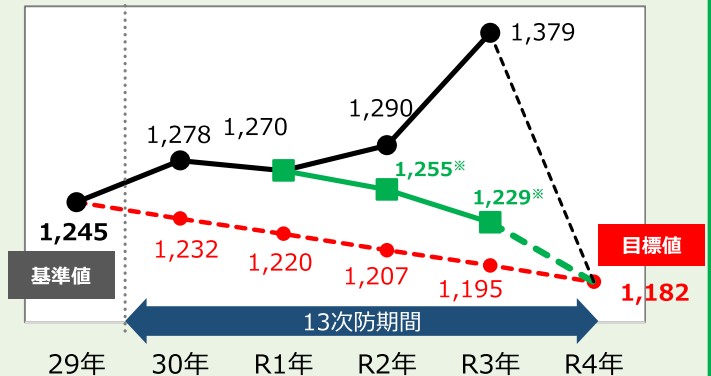
大分労働局13次防の進捗状況 / 5か年計画のうちの4年経過時点

死亡災害 発生状況(人)

年	全産業	建設業	製造業
平成30年	7	3	1
令和元年	16	3	2
令和2年	13	3	1
令和3年	10	4	2
(4年計)	46	13	6
13次防目標値	48	22	12

- ☑ 全産業における4年間の死亡者数は46人となっています。
- ☑ 目標達成のためには、令和4年の死亡者数を2人以下に抑え込む必要があります。
- ☑ 建設業及び製造業の死亡者数は、目標値を大幅に上回っています。

死傷災害 発生状況(人)



*緑数字は、コロナ罹患者数を除いた死傷者数

- ☑ 死傷者数は4年連続で基準値を上回っています。令和3年の1,379人は、基準値を10.8%上回っています。
- ☑ このため、令和4年の死傷者数の目標値は、前年比14.3%減の1,182人としています。

「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

1 趣旨

第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に、社会福祉施設、小売業及び飲食店の発生件数は第三次産業全体の約5割を占めている。

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多い中で事業場の取組が進んでいないことや、店舗・施設に安全衛生担当者がいないなど安全衛生活動が低調である中で、その活動をサポートすべき本社・本部の取組が不十分であることも指摘されている。このため、企業・法人全体での労働災害防止の取組を進めるとともに、店舗・施設における基本的な安全衛生活動にも着眼した取組に配慮する必要がある。

また、第三次産業は経営者に労働者の安全衛生に対する関心が必ずしも高くない傾向があるが、災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与するものであることや人材確保にも資することを踏まえて、経営者の関心を高める必要がある。このことの訴求の明確化のため、昨年度までの本運動の名称を見直した。

本運動は、経営トップの参画の下、本社・本部と店舗・施設における労働災害防止のための取組を促進し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図ることにより、小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させることを目的とするものである。

2 期間

令和3年4月1日から2年間

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 実施者

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社及び店舗、多くの社会福祉施設を展開する法人の本部及び施設

5 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に活用できるコンテンツを集めた特設サイトの開設

- (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例の紹介(チェックリストを含む。)
 - (イ) 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に資するセミナー等の開催、案内
 - ウ 本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
 - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による企業・法人、事業場への啓発・指導
- (2) 中央労働災害防止協会の実施事項
- ア 推進運動の周知啓発
 - イ 事業場の安全衛生対策への指導援助
 - ウ KY 訓練、転倒災害防止、腰痛予防対策に資する研修等の開催、教育支援
 - エ 教育用テキスト、周知啓発資料等の提供
 - オ 転倒防止のための防滑靴、切創防止手袋、火傷予防手袋等の有効な保護具の普及促進

6 実施者の実施事項

(1) 店舗・施設の実施事項

店舗・施設においては、次に示す各々のSTEPに掲げる事項のうちから、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施すること。

STEP 1

- ア 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による転倒災害等の防止
 - ※ 床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路等の確保など
- イ 危険箇所の表示による危険の「見える化」
- ウ 作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記及び店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発

STEP 2

- ア ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
- イ KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上
- ウ 防滑靴、切創防止手袋等の着用、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用

STEP 3

- ア 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
 - イ 腰痛健康診断(腰痛予防対策指針に基づくもの)や体力チェックの実施
 - ウ 腰痛・転倒予防体操の励行
- その他、リスクアセスメントの実施、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善、メンタルヘルス対策

(2) 本社・本部の実施事項

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社並びに多くの社会福祉施設を展開す

る法人の本部は、次の実施事項のうち、企業・法人の労働災害の発生状況、労働者の健康管理の状況等に応じて、(1)の店舗・施設の実施事項が継続的、組織的に行われるよう、安全衛生体制の整備を含めた必要な取組を実施すること。

ア 企業・法人傘下の店舗・施設全体の労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

ウ 安全に配慮した作業マニュアルの作成と店舗・施設への周知

エ (1)に示す事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を展開するとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行うこと

オ 店舗・施設における安全衛生担当者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者)等の配置状況の確認

カ 店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育の実施

キ 本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導及び健康確保措置の実施

ク 安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布

ケ 店舗・施設のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく対策の実施

コ 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策に係る指導及び実施状況の把握

サ 店舗・施設における健康診断、長時間労働者への面接指導及びそれらの事後措置等の労働者の健康確保措置の実施状況の把握

7 留意事項

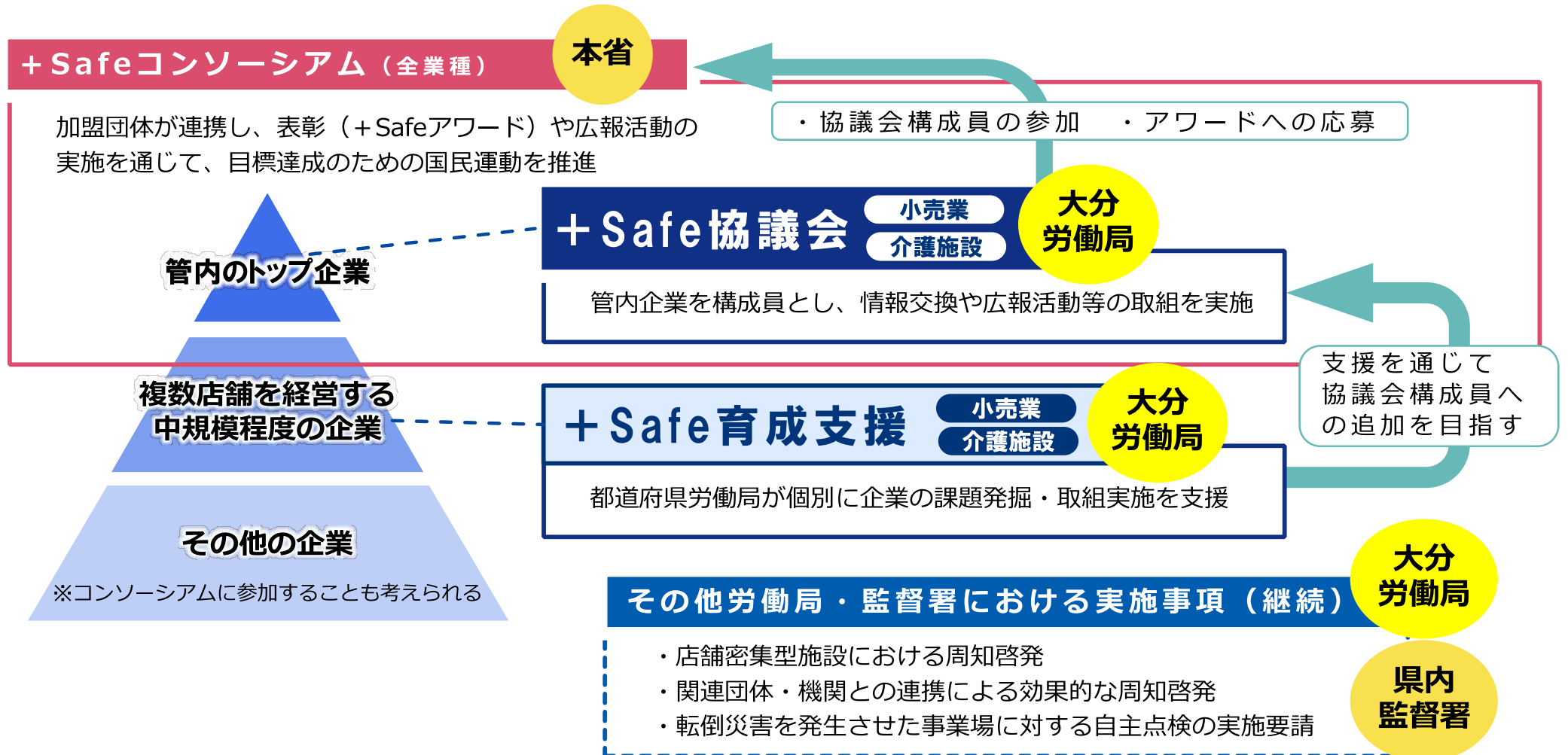
- (1) 本社・本部と店舗・施設の役割分担を明らかにして、それぞれの取組の実施を図ること。
- (2) 全ての事項の取組を求めるものではなく、店舗・施設の実態等に即して、可能なものから取組の実施を図ること。
- (3) 労働者の災害防止のみならず、店舗・施設における利用者や消費者の事故及びヒヤリハットの把握等の活動と併せて取り組むことで、より効果的な自主的取組が期待できること。
- (4) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及び「STOP!転倒災害プロジェクト」に基づく取組を、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく取組事項に組み込むことが有効であること。
- (5) 複数の店舗・施設を有する企業にあっては、各店舗・施設が上記6(1)に基づいて実施した取組事例や取組に当たって工夫した点などを他の店舗・施設に共有する等により、企業全体の安全衛生水準の向上を図ること。

令和4年度から実施する新たな対策の全体像

大分局版

本社等指導等のこれまでの対策で得られた課題（本社等における管理体制を構築することができなかったこと、店舗等における取組が定着しなかったこと等）を踏まえ、第14次労働災害防止計画の期間中に死傷者数を減少に転じさせることを目標に、

- 国民の安全衛生に対する**意識啓発による行動変容**の促進
 - 多店舗展開企業等への**自主的な安全衛生活動の普及・定着**
- を図るため、令和4年度から各種対策を有機的に連携させながら実施する。



大分労働局の実施事項

+Safe協議会

実施目的

構成員（トップ企業）の意識啓発・機運醸成によるリードと好事例の管内への発信

- 管内企業のうち、**トップ企業など数社**を構成員として、それぞれ、**年2回開催**する。
- 名称は、以下のとおりとする。
「大分県小売業+Safe協議会」
「大分県介護施設+Safe協議会」
- 企業同士の情報交換（課題・好事例の共有等）やその他活動、それらの発信を通じて、**管内全域の機運醸成**を促す
- 構成員に対して**大臣・局長表彰への関心を促す**とともに、**構成員が表彰基準を満たすことができるよう支援**を行う

協議会の実施事項 ※具体的な実施事項は、構成員との協議の中で決定

- ・構成員の取組に関する情報交換（好事例の発表）
- ・行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家講演
- ・構成員の取組目標等を定めた協定の締結
- ・相互現場視察、パトロール等
- ・+Safeアワードへの応募事項の検討・実施 **(必須)**
- ・周知啓発用資料の作成 **(必須)**

令和4年度 必須実施事項 | 大分労働局

- ★協議会の設置・開催（年度内2回）と本省報告
- ★+Safeアワードへの応募事項の検討・実施
- ★周知啓発用資料の作成
- ★協議会の取組等の広報活動

+Safe育成支援

実施目的

協議会非参加企業の意識啓発と教育・支援

- 管内の小売業・介護施設の企業のうち、**+Safe協議会構成員ではない各1社**を対象に、**年3回程度実施**する。
小売業 1社 介護施設 1社
- +Safe協議会構成員の決定を受けてから育成支援の対象を選定する必要がある。
- 企業側の問題意識を掘り起こし、ともに有効な改善策を見つけ、**自主的な安全衛生活動の導入**を目指す

育成支援における重点実施事項

※具体的な実施事項は、支援対象との相談の中で決定

- ・経営トップによる安全衛生方針の表明
- ・本社等での労働災害情報の集約・分析・対策の検討
- ・作業マニュアルへの安全衛生対策に係る留意事項の追加（必要に応じて、中災防の個別支援事業を活用）
- ・企業本社の監査部門・AMによる店舗等指導項目に安全衛生対策の実施状況を追加

令和4年度 必須実施事項 | 大分労働局

- ★支援対象の選定・支援と本省報告
小売業1社、介護施設1社
- ※1～2年以内に自主的な取組ができる状態にすることを目標として支援を実施すること

令和4年度 年間スケジュール

+Safe協議会

+Safe育成支援

4月	協議会構成員の選定・接触 <ul style="list-style-type: none">・局において構成員候補企業等を選定・先方の問題意識・潜在的な課題を引き出して協議会への参加を依頼	協議会構成員の決定を受けてから育成支援の対象を選定する。COVID19により介護施設の協力が得られない場合は、小売業2法人を選定する。
5月		
6月	協議会における課題・実施事項の調整 <ul style="list-style-type: none">・協議会における課題・実施事項を構成員と調整・開催通知、説明準備・構成員への事例発表依頼	支援対象の選定・接触 <ul style="list-style-type: none">・局において支援対象候補企業を選定・先方の問題意識・潜在的な課題を引き出しながら育成支援の受入れを依頼・支援対象と実施事項を調整、支援計画×2の作成
7月		
8月	第1回協議会の開催 <ul style="list-style-type: none">・設置目的趣旨説明・協議会要綱（課題・実施事項等含む）の決定・構成員からの課題、取組状況等の共有・周知用資料作成方針について協議・プレスリリース	取組状況等の確認、支援の実施① 中災防サポート事業の活用
9月		
10月	構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施	
11月	周知用資料の作成 <ul style="list-style-type: none">・局において周知用資料を作成・周知用資料の決定（構成員に確認）	取組状況等の確認、支援の実施②
12月		
1月	協議会の取組等をアワードに応募	
2月	第2回協議会の開催 <ul style="list-style-type: none">・令和4年度の取組状況の共有・今後の取組方針について協議	取組状況等の確認、支援の実施③
3月		

育成支援が上手くいき、支援対象企業において自主的な安全衛生活動ができるようになった場合、次年度に協議会構成員とする

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

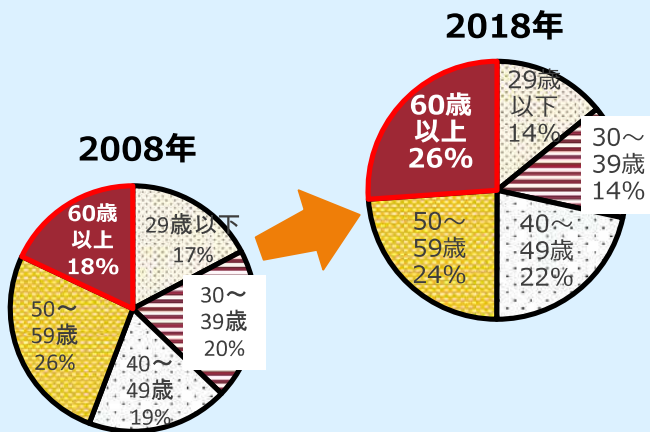
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

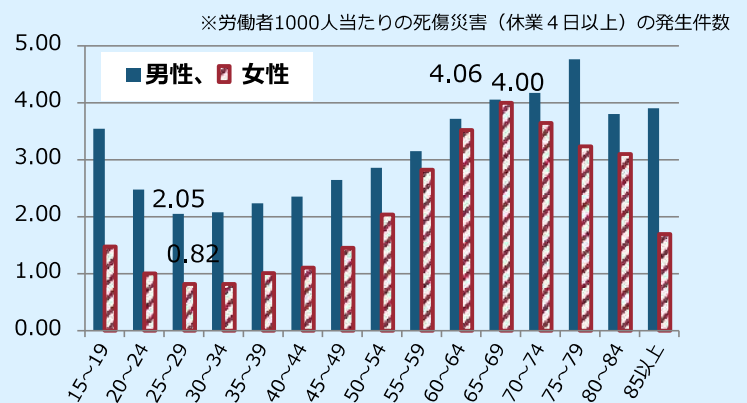
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



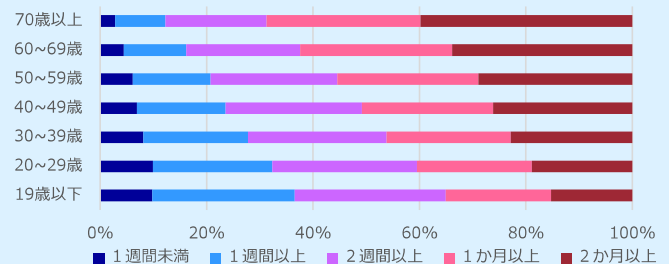
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

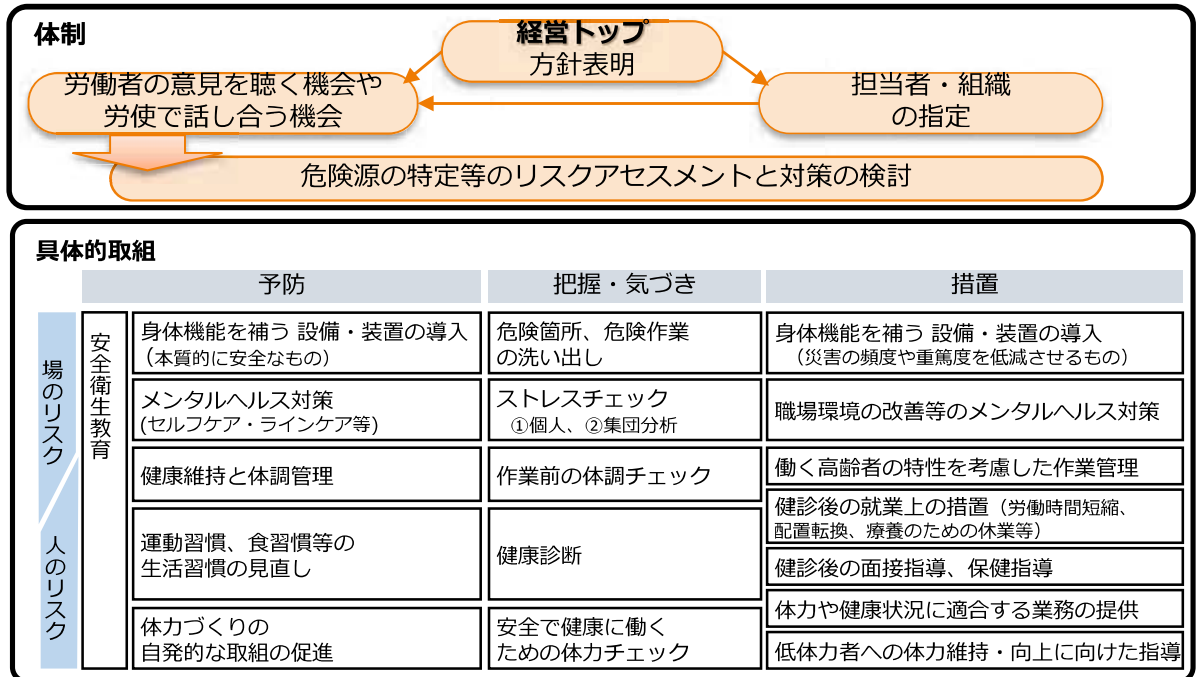
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



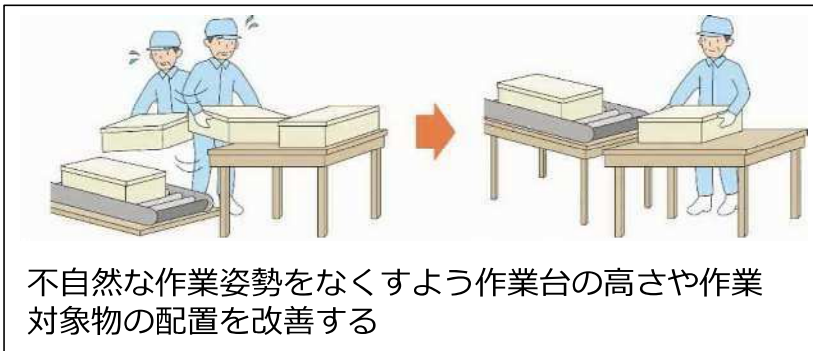
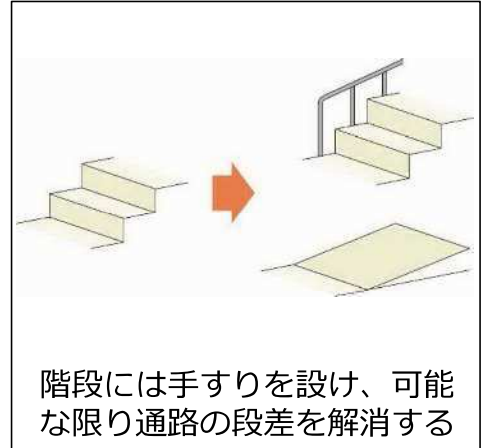
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・ 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

⇩対策の例⇩



その他の例

- ・ 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・ 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・ パワーアシストスーツ等を導入する
- ・ パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

<共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

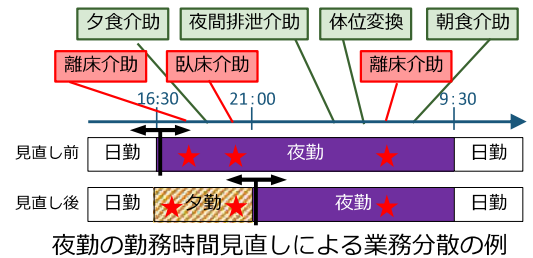
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

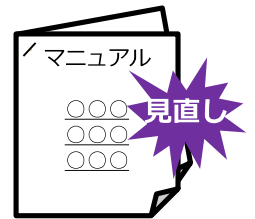
- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例



3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼対策の例▼

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

✿考慮事項✿

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要で

体力チェックの一例 詳しい内容は→

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
	~1.38	~1.46			

② 屈位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	29	44	48~
	~28	~43			

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~
	~20	~25	~30	~39	

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~55	~90		

⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると→ 評価

評価	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~
	~30	~84	~120		

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NO	合計	評価	評価
1. 人ごみ中、正面から歩行人にぶつかるよけて歩きますか				① 歩行能力・筋力
2. 両手内にて後方に身体はたりますか				② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は早急かつ適切ですか				③ 静的バランス
4. 歩行中、小石・段差に足をとってつかまり、まどろみが出ることはありませんか				④ 動的バランス
5. 歩行で立った姿勢から膝下を蹴ることができませんか				⑤ 静的バランス(視覚)
6. 一歩踏み出した瞬間の上を、後足で歩行で簡単に歩くと比べて歩くと足が滑りますか				⑥ 動的バランス
7. 目を閉じて片足で立ちつづけることができますか				⑦ 静的バランス(聴覚)
8. 電車に乗って、つり革にたかまらずにつかまらなければならない場合がありますか				⑧ 動的バランス
9. 目を閉じて片足で立ちつづけることができますか				⑨ 静的バランス

合計点数 評価値

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し続けて結びます
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)

身体機能計測の評価数字をIIIのレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画)

他



5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

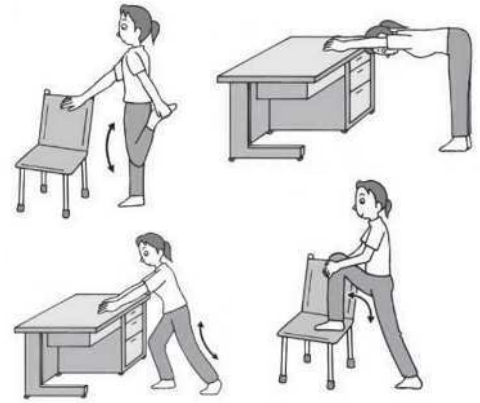
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください
※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

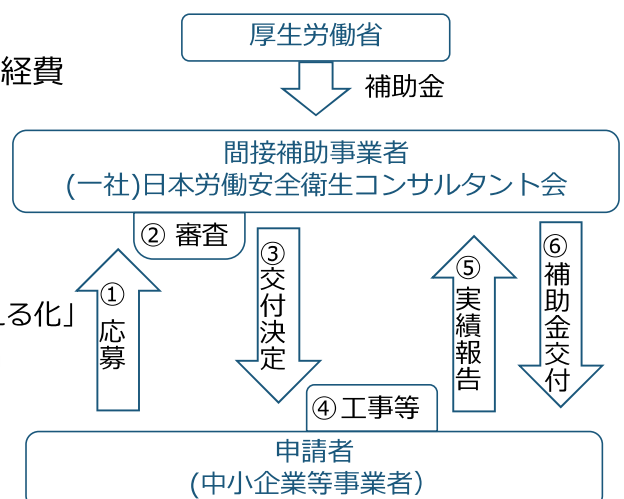
3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消
 - ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
 - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

対象となる事業者

次の（１）～（３）全てに該当する事業者が対象です。

- （１）高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（対策を実施する業務に就いていること。）
 （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- （３）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税は除く。）

※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。（全ての申請者に交付されるものではありません。）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 3 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 4 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります。

1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
 - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）を用いた健康管理システムの利用
 - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。

2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段への手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

3 健康や体力の状況の把握等

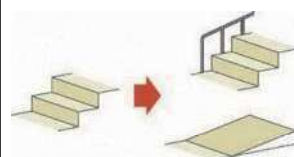
- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く。）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

4 安全衛生教育

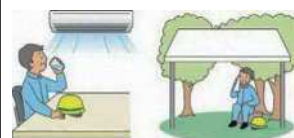
- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします。



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



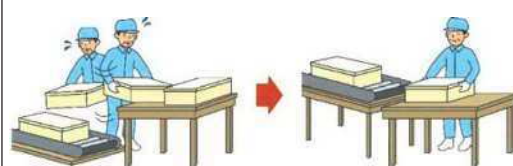
高齢者における安全衛生に関する研修会

例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

防滑靴を利用させる



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地に調査することがあります。

申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。

申請期間は5月11日から10月末日までです

① 補助金交付申請（中小企業事業者）

- ・補助金事務センターのHPを参照し、必要書類に過不足がないよう申請してください(郵送のみ)。
<https://www.jashcon-age.or.jp>
- ◎HP内「申請に必要な提出資料一覧」を確認の上提出資料をそろえてください。

② 審査等（補助金事務センター）

- ・申請は毎月末にとりまとめ、翌月に審査します。
- ・必要に応じて電話で確認する場合があります。

③ 交付決定通知書の発行（補助金事務センター）

- ・審査結果は、審査した月の月末から翌月初めとなります。
- ・交付を決定した案件は、申請代表者宛に交付決定通知書を郵送します。
不採択の場合は、申請担当者宛にメールにより通知します。

④ 対策の実施・費用の支払い（中小企業事業者）

- ・交付決定日以降に対策を実施し、費用を支払ってください。
(交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること。)
- ※交付決定通知書を受領したのち、物品の購入、工事の発注施工に着手してください。
交付決定日以前の物品の購入、工事の発注施工は、補助金の支払いが認められません。

⑤ 実績報告書・精算払請求書提出（中小企業事業者）

- ・実績報告書及び精算払請求書をエイジフレンドリー補助金事務センターへ提出（郵送のみ）
- ※支払完了後、速やかに提出してください（支払日から20日以内が目安となります）
- ※最終提出期限は令和5年1月末日です。令和5年1月末日(当日消印有効)までに必ず提出してください。提出期限を超えて提出された場合には、補助金の支払いはできません。

⑥ 確認、補助金の交付（補助金事務センター）

- ・実績報告書及び精算払請求書を確認の上、確定通知書等を郵送し、補助金を振り込みます。

必要な時に手続き

財産を処分する場合の承認申請

補助金を受けた機材等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、又は廃棄する場合は、承認手続きが必要です。

申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件（9月及び10月申請分は除く）は、申請期間中に再度の申請が可能です。
ただし、不採択となった内容での再申請は受付できません。

※交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。あらかじめご了承ください。



この補助金についてのお問合せは、

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターまで

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月8日～12日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）



◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>

送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請関係」、支払に関する書類は「支払関係」宛へお送りください。

※消印日が確認できない料金別納・後納での郵送はご遠慮ください。

様式1、様式1(別紙)、様式1-1、様式1-2、
様式1-3、様式2に関するお問合せはこちら

申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

様式3、発注書・納品書等、支払いに
関するお問合せはこちら

支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086
✉ af-shiharai@jashcon.or.jp

【申請スケジュール】例）7月に申請する場合

申請期間（当日消印有効）	審査期間	結果連絡	支払資料提出期日
7月1日～7月末日	8月中	8月末日～9月初め	支払完了後速やかに

※不足資料がある場合等は、スケジュール通りにいかない場合もあります

※支払資料の提出の最終締切は令和5年1月末日です。

参考情報

▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



▼好事例を知りたいとき

- ⇒ 厚生労働省ホームページ
（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>
（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>
- ⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<https://www.jeed.go.jp>）から確認できます。
- 「70歳雇用事例サイト（<https://www.elder.jeed.go.jp/>）」により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

! 3つの転倒予防

オットツ

転倒による労働災害は最も多く、**全体の約25%**

転倒によるケガの**約6割が休業1か月以上**のケガです!!

1 作業場所の 整理整頓



2 作業場所の 清掃



3 毎日の 運動



▶ 転倒災害は、**大きく3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック!



あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう！

	チェック項目	<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！



小さなことからコツコツと… 職場での転倒・腰痛予防に努めましょう!



滑り^{!!!}の予防ポイント

水や油で濡れた床、サイズが合っていないか
ったり靴底がすり減っていたりする靴
などは、転倒の原因になります。

- 床の清掃をこまめに行い、水や油などは取り除くように
にしましょう。
- 滑りやすい場所には、**注意を促す標識**をつけましょう。
- 転倒予防には**靴選びも大切**です。足のサイズにきちんと
合わせて、靴底が滑りにくいものを選びましょう。また、
靴底が大きくなり減ってきたら、すぐ買い換えましょう。



つま^{!!!}ずき^{!!!}の予防ポイント

歩きスマホや荷物の放置などは、つま
ずいて転倒する危険性があります。

- スマホなどを見ながら歩かず、**足元が見える状態**で歩
きましょう。
- 床の段差は、スロープで解消する、トラテープで段差
をわかりやすくする、**注意喚起の標識を掲示**するなど
の対策を行いましょう。
- 荷物は、通路、出入口などに放置せず、日ごろから**整
理・整頓**を行いましょう。



踏み^{!!!}外し^{!!!}の予防ポイント

照明が暗い、大きな荷物を抱えている
など、足元の見えづらい状態は階段の
踏み外しにつながります。

- 階段付近は十分な明るさを確保し、**足元が見える状態**
で昇り降りしましょう。
- 階段には物を放置せず**、日ごろから整理・整頓を行
いましょう。



腰痛^{!!!}の予防ポイント

重い荷物の持ち上げなど、腰に大きな負
担のかかる作業は非常に危険です。また、
滑り、つまずき、踏み外しでバランスを崩
すと、腰痛につながる可能性があります。

- 台車などの道具を使用**するようにしましょう。道具を使
用するのが難しい場合は、ひとりで持ち上げず、誰か
に手伝ってもらおうよう声をかけましょう。
- 荷物を床面から持ち上げる際は、荷物に近づいて、しゃ
がんだ状態で抱え、ひざを伸ばして立ち上がるなど、
適切な作業姿勢・動作を意識しましょう。
- 無理のない範囲での**ストレッチ**も効果的です。

スベリやムチャはアカン! 吉本芸人の特別動画公開中!



職場での転倒や腰痛は、ちょっとした工夫で予防ができます。
吉本興業の人気芸人が楽しく、わかりやすく伝えるスペシャ
ル動画を公開中。相方が怪我をしたら、あのネタはどうなる
…? 気になる方は動画をチェック!

動画はこちらから▼



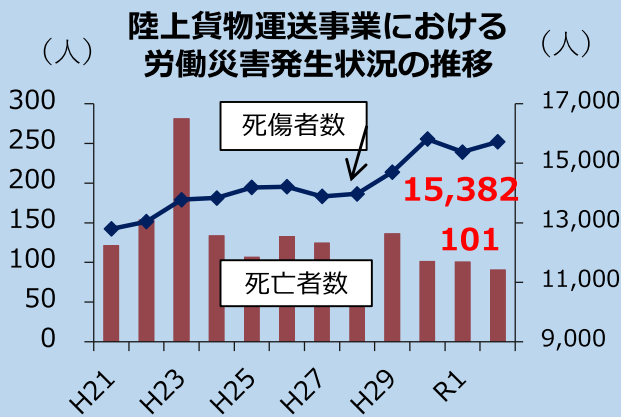
荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

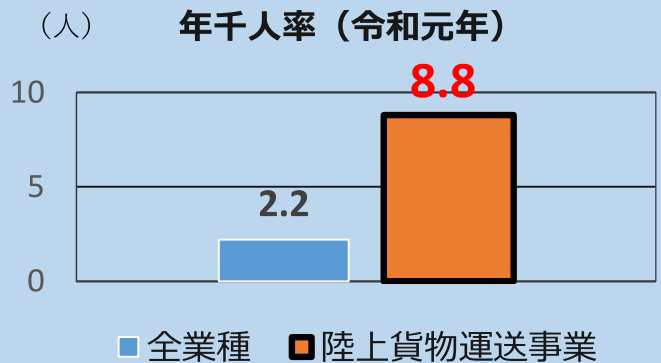
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

発生率が他業種の4倍

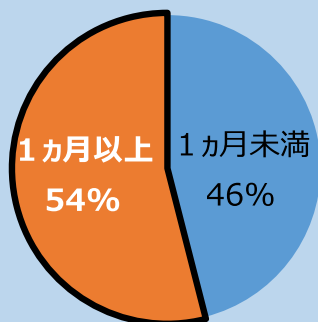
働く人1,000人あたりの死傷者数は8.8人で、
全産業平均2.2人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落（転落）など、
重篤な災害が多く発生しています。

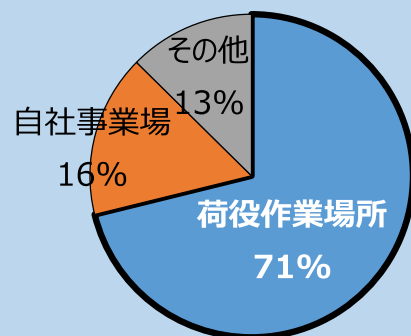
休業見込み日数 (令和2年12月速報)



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所 (H28)



災害防止のためには、
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

➡ 安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認

荷役作業の安全対策チェックリスト

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より



① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

現場で取り組まれている好事例

「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より



墜落・転落防止：昇降台の導入



墜落・転落防止：三点支持の徹底

腰痛・転倒防止：準備体操の実施



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び「事案の概要」が公表されます。



詳細は国土交通省リーフレットを参照

<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>

※違反原因行為の例



荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ

適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒最高速度違反を招くおそれ

積み直し前に貨物量を増やすよう指示
⇒過積載運行を招くおそれ

大分の夏を冷やせ!

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備期間

← キャンペーン期間





重点取組期間 →

大分県では、令和3年に75人（前年比-33人）が、職場における熱中症で治療を受けました。そのうち、休業4日以上死傷者数は9人（前年比-1人）となっています。

下記の期間ごとの実施事項を参考に、キャンペーンを展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の基本的対策として、マスク着用をお願いしていますが、高温・多湿な環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、マスク着用時は強い負荷の作業や運動は避け、こまめな水分補給や涼しい服装を心がけるなど、「新しい生活様式」と「熱中症予防」を両立させましょう。

準備期間 ☞ 4月

- JIS B 7922に適合した暑さ指数(WBGT値)計を準備する。
- 暑さ指数に応じ、作業の中止、休憩時間の確保など、余裕を持った作業計画をたてる。
- 暑さ指数を下げる方法を検討する。
また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を確保する。
- 通気性のいい作業服を準備する。送風機能のある作業服やクールベスト等の着用を検討する。
- 熱中症防止対策について労働者に教育する。
- 熱中症予防管理者を選任し、責任体制を確立する。
- 搬送する病院や緊急時の対応を確認し周知する。

キャンペーン期間 ☞ 5/1~9/30

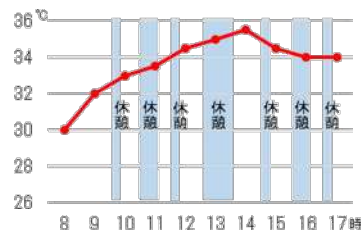
STEP 1

暑さ指数計で暑さ指数(WBGT値)を測定する。

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて以下の対策をとる。

- WBGT値を下げるための設備を設置する。
- 休憩場所を整備する。
- 涼しい服装等を選択する。
- WBGT値が高い時は**単独作業を控え**、WBGT値に応じて作業の中止、**こまめに休憩をとる**などの工夫をする。
- 暑さに慣れるまでの間は**十分休憩をとり**、**1週間程度かけて徐々に身体をならす**。特に入職直後や夏季休暇あけは注意する。
- のどが渴いていなくても**定期的に水分・塩分をとる**。
- 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経系の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等があると熱中症にかかりやすくなる。医師の意見を聴いて人員を配置する。
- 前日のお酒の飲み過ぎ、寝不足はないか、朝食をきちんと取ったか、管理者は確認する。 など



STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視により次の事項を確認する。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 暑さに慣れているか 体調は問題ないか
- 水分や塩分を取っているか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

- 異常時の措置として、少しでも異常を感じたら、
☞ 一旦作業を離れる
☞ 病院へ運ぶ、
又は救急車を呼ぶ
☞ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間 7月

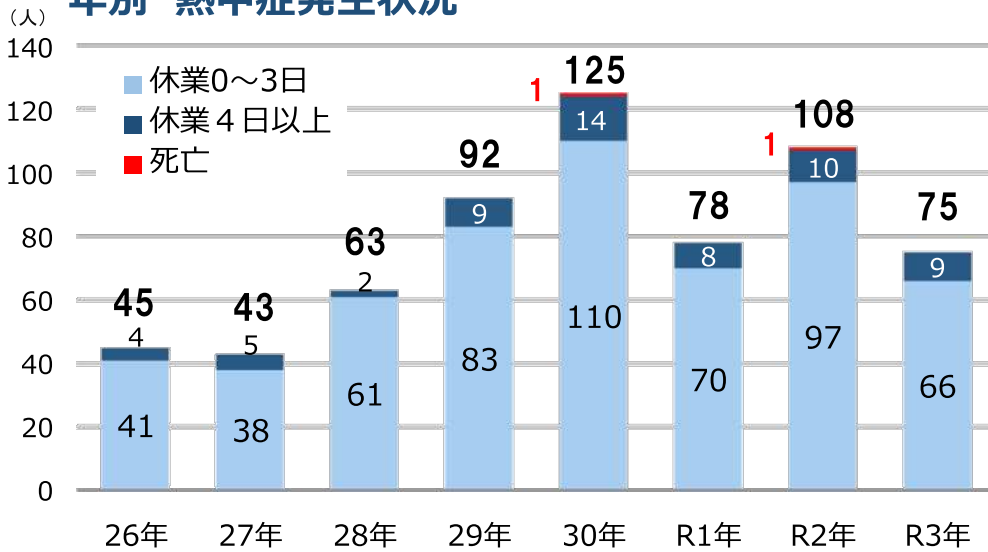
- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。
- 梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底する。
- 水分、塩分を積極的にとらせる。
- 睡眠不足、体調不良、前日の飲み過ぎに注意する。当日の朝食はきちんと取る。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行う。
- 異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送する。



大分県の職場における熱中症発生状況

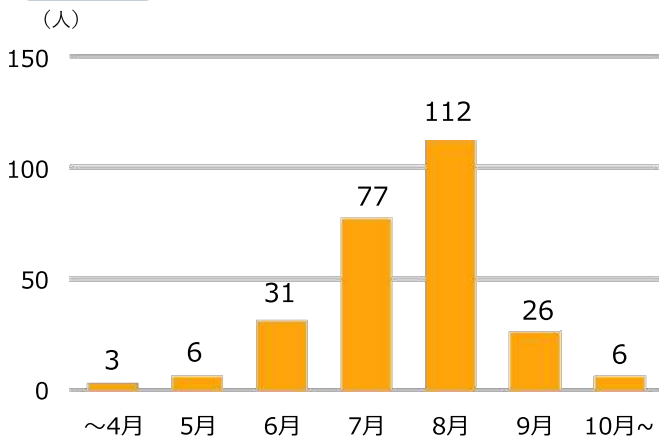
※労働者死傷病報告、療養の給付申請書等により把握した件数。※「過去3年」は令和元年～令和3年の集計値

年別 熱中症発生状況



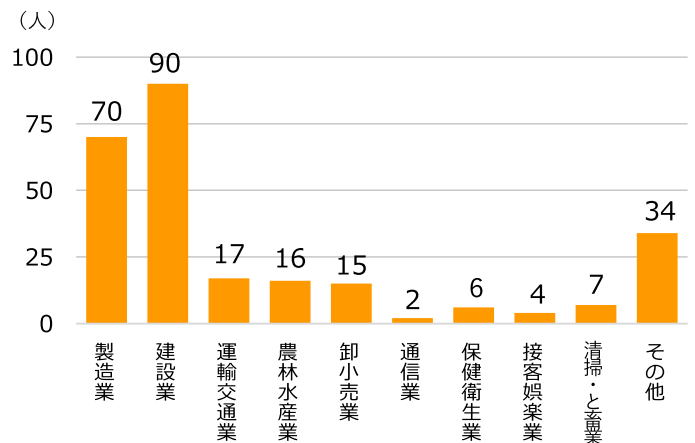
- ☞ 令和3年に熱中症で治療を受けた人数は、前年から33人減少しました。
- ☞ 休業4日以上の死傷数は、令和2年と比較して1人減少しています。
- ☞ 死亡者数は、過去8年間で2人です。

過去3年 月別 熱中症発生状況



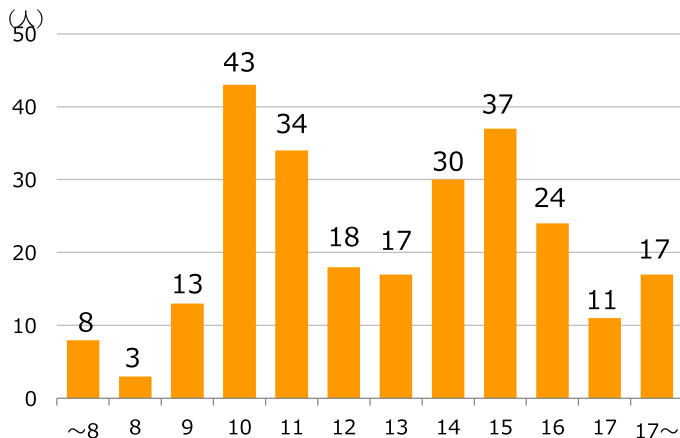
- ☞ 約7割が、7月と8月に発生しています。このようなことから、重点取組期間の予防対策に万全を期して、この2か月に臨むことが重要となります。

過去3年 業種別 熱中症発生状況



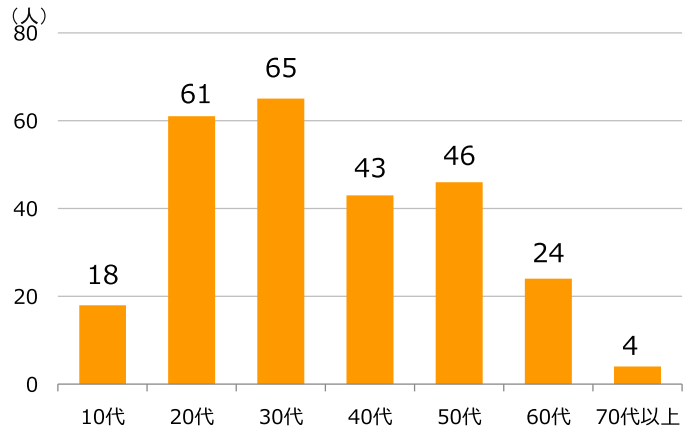
- ☞ 製造業と建設業の合計で、約6割を占めています。
- ☞ 屋内作業場、屋外作業場を問わず、熱中症の予防対策を重点的に講じる必要があります。

過去3年 時間帯別 熱中症発生状況



- ☞ 朝、昼ともに作業開始から約2時間後の10時、11時台、14時、15時台が発生のピークとなっています。効果的な休憩を取得させるための目安にしてください。

過去3年 労働者年齢別 熱中症発生状況



- ☞ 30代と20代で約5割を占めています。
- ☞ 若年層に対する熱順化の配慮とともに、必要な教育を確実に実施していただくをお願いします。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

全国安全週間実施要綱の中には、実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する」となっています。

本対策を実施するためには、感染防止対策の基本事項として右に示す『取組の5つのポイント』が実施できているかを確認し、未実施の事項がある場合は、確実に実施していただいた上、全国安全週間に向けて取り組んでいただきますようお願いします。

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

ZOOM オンライン開催

全国安全

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

検索

お申込みは上記サイトから！ 定員先着500名！



週間説明会

5 / 16

(Mon)

8:00 から受付開始

毎年6月に各労働基準監督署が（一社）大分県労働基準協会各支部と共催している全国安全週間説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大に配慮して、本年も、Web 会議サービス「Zoom（ズーム）」を使用したオンライン説明会として下記のとおり開催します。

事業主又は安全担当者の皆様におかれましては、受付サイトから事前申込みの上、参加いただきますようお願いいたします。

オンライン説明会の開催日時

《 日時 》

《 署 》

《 対象地域 》

《 申込締切 》

	6月8日 14:00～ 1時間程度	豊後大野署	竹田市、豊後大野市	6 / 3
	6月9日 14:00～ 15:15	佐伯署	佐伯市、津久見市、臼杵市	6 / 6
	6月10日 14:00～ 1時間程度	中津署	中津市、豊後高田市、宇佐市	6 / 9
	6月14日 14:00～ 15:00	日田署	日田市、玖珠町、九重町	6 / 11
	6月16日 14:00～ 15:30	大分署	大分市、別府市、杵築市、由布市、 国東市、日出町、姫島村	6 / 12

※申込締切日は17時まで申し込み可能です。

説明会参加の流れ

申込みの受付は『労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト』から行ってください。



注意事項①

申込完了メール受信

注意事項②

説明会URL、ID、パスワード等を記載した受付完了メールが送信されます。

説明会資料ダウンロード

注意事項③

申込完了メールに記載されたダウンロード先URLから各自で準備してください。

zoom
説明会参加

注意事項④

30分前から説明会に接続できます。

アンケート回答